

## 練馬区障害者企業実習奨励金支給要綱

平成 19 年 4 月 18 日

19 練福障第 117 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の就労促進を図るため、職業準備訓練の一環である企業実習を行った障害者に対し、練馬区障害者企業実習奨励金（以下「奨励金」という。）を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象)

第 2 条 奨励金の支給対象者は、練馬区の区域内に住所を有し、かつ、現に居住している障害者で、障害者支援施設や就労支援事業を行う団体（以下「障害者支援施設等」という。）に在籍し、または登録されており、かつ、障害者支援施設等で作成される個別支援計画書に、就労支援に取り組むことが明記されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する者は、支給対象としない。ただし、区長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

(1) 区立施設に在籍している者

(2) 勤務先または実習先等から支払われた賃金、謝礼金、交通費、訓練手当等の額が、第 4 条の支給額を超えている者

### (対象実習)

第 3 条 奨励金支給の対象となる実習は、前条で規定した障害者が、企業等において就労するために必要な技量等の向上を図るために行うものとする。

2 前項の企業実習には、官公庁および障害者支援施設等で行われる実習ならびに教育機関等の講座で行われる実習は含まない。

### (支給額)

第 4 条 前条に規定する実習を行った者に対し、奨励金を日額 1,000 円支給する。ただし、一日の実習時間が 3 時間に満たない場合は、日額 500 円とする。

2 所属する施設より訓練手当等を支給されている場合は、その金額を差し引いた残りの額を支給する。

### (支給期間)

第 5 条 同一実習についての支給期間は、60 日を限度とする。

(交付申請)

第6条 奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、つぎに掲げる書類を区長に提出するものとする。ただし、第4条第2項に規定する訓練手当等を支給されている場合は、支給額を証明する書類もあわせて提出するものとする。

(1) 練馬区障害者企業実習奨励金支給申請書兼請求書（以下「申請書」という。）

(第1号様式)

(2) 練馬区障害者企業実習奨励金実習報告書（第2号様式）

(3) 個別支援計画書

(4) 出勤簿の写しまたは実習を行った日数および時間を確認できる書類

(5) 支払金口座振替依頼書

2 前項に規定する申請は、実習終了の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(支給決定)

第7条 区長は、前条の規定により申請があったときは、申請書および提出書類を審査の上、支給の可否を決定する。

2 区長は、奨励金の支給を適当と認めるときは、練馬区障害者企業実習奨励金支給決定通知書（第3号様式）により、支給を不適当と認めるときは、練馬区障害者企業実習奨励金不支給決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

(決定の取消)

第8条 偽りその他不正の手段により、支給の決定を受けたときは、区長は、支給の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(支給方法)

第9条 奨励金は、原則として、当該支給対象者の預金口座への入金により支給する。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、障害者施策推進課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

付 則（平成25年9月2日25練福障第276号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（平成 25 年 11 月 14 日 25 練福障第 1429 号）

この要綱は、平成 25 年 11 月 22 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 練福障第 2269 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者企業実習奨励金支給要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和 7 年 3 月 14 日 6 練福障第 1786 号）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者企業実習奨励金支給要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。